

茨城労働局に「働き方改革」推進本部 を設置

～ 1月9日に第1回 会議を開催しました ～

平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014において、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革」の実現が掲げられました。また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」では、基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられています。

こうしたことを踏まえ、茨城労働局（局長 中屋敷勝也）は、県内の多くの企業が、企業トップの発意により、所定外労働時間の削減や年次有給休暇が取得しやすい職場環境づくりなどに取り組み、これまでの長時間労働や転勤が前提の「働き方」が見直されるよう、労働局長を本部長とする茨城労働局働き方改革推進本部を設置、1月9日に第1回会議を開催し取組方針を確認しました。

☆ 構成メンバー

本部長 茨城労働局長
副本部長 茨城労働局 労働基準部長
本部員 茨城県商工労働部 労働政策課長
茨城労働局 職業安定部長
茨城労働局 雇用均等室長
茨城労働局 総務部 企画室長



☆ 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)における政府目標

	平成20(2008)年	を	目標(2020年)	に
週労働時間60時間以上の割合	10.0%		5割減(5%)	
年次有給休暇取得率	47.4%		70%	

●茨城県の現状

- 平成25年 1か月当たり 総実労働時間 150.0時間 (全国平均 145.5時間)
所定外労働時間 13.9時間 (同 10.6時間)
(事業所規模5人以上)

※月総労働時間は全国平均を上回り、所定外労働時間は47都道府県で最長

- 平成25年 年次有給休暇取得率 55.76% (全国平均 48.82%)

※ 全国2位の取得率であるが 政府目標に及ばない

平成24年の週間就業時間60時間以上（月時間外労働80時間に相当）の労働者の割合は、茨城県で8.5%（約12人に1人）と、「新成長戦略」の政府目標の達成には、長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進の一層の取組が必要

☆ 取組方針

- 「働き方改革」の趣旨、重要性について、産業界をはじめとする県内関係者への積極的な周知啓発に取り組み、県内における機運の醸成を図る。
- 「働き方改革」に向けた取組に関する要請書を茨城県内労使団体に対し手交し、働き方改革促進に向けた周知啓発等の協力を要請する。
- 県内の主要企業等に対し、長時間労働の抑制、休暇取得促進等の働きかけを実施する。